



SS活動通信 4月号

年間計画	4月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	7月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	10月	防犯対策・万引き防止	1月	20歳未満者飲酒・喫煙防止
	5月	SS活動の再確認	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・特殊詐欺防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

確認しましょう! 「証明書」

お酒・たばこは二十歳（はたち）から



行動のポイント

20歳未満の人に「この店では買える」と思われないことが重要!

人の集まる機会が増え、20歳未満者の飲酒や喫煙への誘惑が増える時期です。容姿だけでは年齢の判断が難しいため、証明書による年齢確認が重要です。

◆「年齢確認」教育の徹底

- 30歳位と思われるお客さままで、**証明書による「年齢確認」**を徹底しましょう。
- 20歳以上の年齢と確認が出来ない場合は、販売をお断りしましょう。
- 確認時に身の危険を感じた時は、抵抗せず、速やかに110番通報しましょう。



<年齢確認が出来る証明書> JFA統一ガイドライン ※いずれも原本のみ(コピー・写真は不可)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー) ◆マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳(身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等)、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効)等

※写真なし証明書を提示された場合は、写真付き証明書の提示を求めることができる。

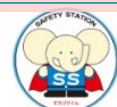
※上記証明書のデジタル版においても、デジタル版証明書に貼付の写真で本人確認ができれば販売できます。

※2004年(平成16年)生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。

【SS Topics】国税庁 年齢確認ポスターの掲示等について

- ◆ 毎年4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。
(強調月間終了後も引き続き掲示するようにしましょう)
- ◆ ビール酒造組合「2024年春STOP!20歳未満飲酒キャンペーン」
(告知ツールは原則4月1日~30日<1ヶ月間>掲示しましょう)
- ◆ 「酒類の販売数量等報告」等は e-Tax でも受け付けています。
(詳しくは国税庁HPをご確認ください)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/sake/e-tax/index.htm>



←確認したら
サインしましょう
発行：2024年3月



SS広場